

# いよいよ開催！ 全国藩校サミット行田大会

7月5日(土)・6日(日)の2日間、行田市を会場に全国藩校サミットが開催されます。市民の皆さんに全国藩校サミットの概要をお知らせする他、今月から4回にわたって、忍藩校進脩館の歴史とゆかりの人物を紹介します。

## 全国藩校サミットとは

全国藩校サミットは、藩校の伝統を継承し、互いに連携して新しい時代の文化創造に資することを目指し、平成14年に東京都の湯島聖堂で開催されました。このサミットは、経済界、教育界の有志が中心となって設立された漢字文化振興協会が藩校関係者に呼び掛けて実現したものです。

その後、全国各地の藩校所在地で開催され、12回目となる藩校サミットが「忍藩・行田市」で開催されます。このサミットでは、全国から旧藩ご当主および藩校関係者が一堂に会し、さまざまな催しを行います。



伝・藩校進脩館表門(旧芳川家表門)

## 藩校と松平下総守家の藩士教育

### ① 藩校とは

藩校とは、江戸時代に各地の藩が藩士の子弟の教育のために設立した教育機関のことです。藩校という名称が公的に使用されるようになったのは、明治2年(1869)の版籍奉還以後で、江戸時代は「学問所」や「稽古所」、あるいは特定の名称を冒頭につけた「〇〇館」などと呼ばれていました。

藩士は、藩の体制を支えるとともに、領地を治めるための実務を担いますので、授業内容は主に漢学によって統治者として必要な政治倫理などの人間教養を修得した他、医学や洋学、兵学などの実学も学びました。

江戸時代前期から藩校を置く藩もありましたが、多くの藩で設置されるようになるのは江戸時代半ばを過ぎてからです。藩政改革を進めていく中で、藩政を担う優秀な人材の育成が必要となったのです。この時期には、米沢藩の興讓館や白河藩の立教館、庄内藩の致道館など、現在もその名を広く知られた藩校が設立されました。そして江戸時代後期以降には、ほとんどの藩で藩校が設立されました。江戸時代を通じて設置された数は一説には255校ともいわれています。

また、藩校は藩主である大名家のもとに設置されますので、転封によって藩主が別の大名家に替われば、藩校も新しい大名家のもとで別の学校が設置されるのです。

### ② 桑名藩校進脩館

忍藩校進脩館の前身は、桑名藩主松平忠和

が設立した桑名藩校進脩館です。忠和は、朱子学を奨励した幕府の老中松平定信の影響を受け、藩士教育に乗り出しました。桑名城内における学問講議への藩士参加の奨励や、授業料の藩側負担を実施するとともに、儒学者平井澹所を家臣として採用し、藩士の教育を担当させました。

文化7年(1810)、平井の建言により藩士教育のための学校が桑名藩に設立されました。開校当初は小規模な学校だったようですが、同10年(1813)に整備を進め、進脩、医学、兵学の三館が設置されました。進脩館の名の由来は、易教の「君子は徳に進み業を修め時に及ばんと欲するなり」から採られ、幕府の儒官林述斎の子、煌が書いた扁額が掲げられました。教授は平井が勤めましたが、文政4年(1821)に死去したため、



藩学進脩館横額(市指定文化財)

代わって藩士の奥平玄甫が勤めました。このように松平家では、学問を奨励した藩主のもとで、藩士の教育が盛んに行なわれていましたが、文政6年(1823)の三方領知替えにより大きな転機を迎えることになったのです。

# 市税や保険料の納め忘れはありませんか

市では、平成25年11月から平成26年1月までの3カ月間を「滞納整理強化期間」とし、税金などの未納がある方に対して、納税催告書を送付するなど納税の働き掛けを強化してきました。

納め忘れがないかももう一度確認し、納期限が過ぎている場合には、早急に納めてください。

## ●納期限を過ぎても納付がない場合

納期限内に納付した方との公平性を保つため、延滞金が加算され、さらには法律に基づき差押えなどの滞納処分を受けることになります。

## ●病気などで納付に困っている場合

やむを得ない特別な事情によって納付が困難な方は、早めに納税相談を行ってください。また、市役所の通常業務時間内に来庁できない方は、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日：毎週日曜日午前8時30分～正午(年末年始を除く)

夜間：毎週火曜日午後5時15分～7時(祝日を除く)

場所：収納課

## ●口座振替をご利用ください

納付には、安心・確実・便利な口座振替をぜひ

ご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みができます。申し込みの際は、通帳と通帳届け出印をお持ちください。

## ●コンビニで納付できます

市税については、コンビニエンスストアで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。

なお、納期限を過ぎた納付書など納付できない場合がありますので、ご注意ください。

## ●電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に行田市納税コールセンターから、電話で納付の確認と納付の呼び掛けを行っています。



▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)



## くらしの110番

### アダルトサイトの不当請求が増えています

#### 【事例1】

パソコンで無料のアダルトサイトにアクセスし「18歳以上」と「動画再生」をクリックしたら、突然「登録完了、2日以内なら6万8千円、それ以降は9万8千円を支払うように」という請求画面が表示された。支払わないといけないのか。また、請求画面を消すにはどうしたらよいか。

#### 【事例2】

スマートフォンで漫画同人雑誌の画像をダウンロードしたら、アダルトサイトに登録となり、9万9千800円を請求された。「間違って登録した人は退会メールを送信してください」と書いてあったのでメールを送ると、次々と知らない業者から請求メールが届くようになった。請求額が高くてとても支払えない。

パソコンやスマートフォンで、「無料」と思いアダルトサイトにアクセスしたら登録となり、請求画面が消えない」「業者から電話やメールでしつこく請求が来る」という相談が多く寄せられています。

サイト業者は、利用者を巧みにサイトへ誘導し会員登録したかのように思わせ、高額料金を請求します。また、期限

までに支払わなければ法的措置を取ると脅して、連絡させるように仕向けます。

慌てて電話を掛けたりメールを送ったりするなど、絶対に業者に連絡をしてはいけません。

#### 【消費者へのアドバイス】

・興味本位で気軽にアクセスしたり、安易にアプリをダウンロードしたりしないようにしましょう。

・業者から電話やメールが続いても、連絡を取ってはいけません。料金を請求されても支払う必要はありません。

・受信・着信拒否機能の利用やメールアドレスを変更しましょう。最新のウイルス対策ソフトの導入も有効です。

・業者からの督促や脅迫などがあつた場合は、一人で悩まずに最寄りの消費生活センターに相談してください。

・請求画面を消す方法は、情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしてください。

#### ▼問い合わせ

行田市消費生活センター  
(市役所内・内線495) または埼玉消費生活支援センター春日部  
048-734-0999